

令和4年度 宮崎市ホテル・旅館等魅力アップ支援事業補助金(リフォーム支援)実施要領

1 適用施設

旅館業法に規定する市内のホテル・旅館等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項の規定に該当する営業を行う施設を除く）

2 補助対象者

- ・市税の滞納のない者
- ・宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない者
- ・宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加入している者

3 対象となる工事等の内容・補助金の交付額

項目		内容
リフォーム支援	工事費 設計費	宿泊施設の魅力向上を図り、宿泊客増加を狙うためのリフォーム 補助率：補助対象工事費の2/3以内 限度額：200万円（予算の範囲内） ※消費税及び地方消費税は補助対象外 ※工事を伴わない単なる備品の購入は補助対象外 ※ポイント、クーポンによる支払いは不可

4 補助対象期間

補助交付決定日から令和5年2月28日（火）まで（工事および支払いまで完了すること）
※補助交付決定前に着手した事業は補助金の対象外

5 審査会提出書類

- ・審査申請書 ・工事前の写真 ・工事後の図面（写し） ・見積書（写し）

6 審査書類提出締切

令和4年7月15日（金）必着

審査会において事業が採択された事業者が、補助金交付申請を行う（採択事業者には別途案内）

7 申請にあたっての注意事項

- ・申請できるのは『リフォーム支援』、『Wi-Fi 整備・ソフト事業支援』のうちどちらか1つ
- ・国や県、他の地方公共団体の補助金等を受けている事業は対象外
- ・補助金の申請は年度内に1回とする

8 主な審査基準

- ・事業の効果（宿泊施設の魅力向上及び宿泊者増加に繋がる高い効果が見込まれるか）
- ・コンセプト（顧客の獲得に向けた目標、施設の活用方法など具体的な事業構想があるか）
- ・宿泊者への配慮（設備の利便性やデザインに配慮するなど、顧客満足度を高める内容であるか）
- ・地元経済への波及効果（施行業者は市内に事業所を有する業者を優先しているか）